

太秦地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想



平成25 (2013) 年3月
京 都 市

はじめに



京都市長 門川 大作

活気に満ちた商店街，嵐電が走る趣深い風景，まちの至る所に映画文化が薫る太秦エリア。そうした地域の魅力は，ゆっくり歩いてこそ深く味わうことができます。

お年寄りや障害のある方，小さなお子さん連れの御家族，国内外からお越しの観光客の皆様など全ての方々に，安心・安全，快適にその魅力を感じていただきたい。そして，この太秦をもっと好きになっていただきたい。そんな思いを込めて，この度，「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定いたしました。

本構想では，駅やその周辺道路等のバリアフリー化を重点的，一体的に進めていくための考え方や改善の概要などをお示ししています。今後は，この基本構想をもとに，公共交通事業者や関係行政機関と連携しながら，多くの皆様が待ち望んでおられるJR太秦駅へのエレベーターの設置や多機能トイレの改善，さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に進めてまいります。

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組に，皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに，太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議において，熱心に御議論，御検討いただきました委員の皆様，並びに多くの貴重な御意見をお寄せくださいました市民の皆様に，心から御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

目 次

第1章 「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要	
1 太秦地区基本構想策定の背景	1
2 太秦地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 太秦駅周辺の概況	
1 太秦駅周辺の特性	6
2 右京区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 太秦駅周辺の公共交通機関	8
4 太秦駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況	9
第3章 太秦地区におけるバリアフリー化の方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 太秦地区におけるバリアフリー化の方向性	11
3 「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」における バリアフリー化推進のための基本的な考え方	12
4 太秦地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
第4章 太秦地区の重点整備地区について	
1 生活関連施設	15
2 生活関連経路	15
3 重点整備地区	17
第5章 太秦地区の現状に関する意見と課題	
1 旅客施設に関する意見	19
2 周辺道路等に関する意見	21
3 太秦地区の課題	23
第6章 太秦地区におけるバリアフリー化の概要	
1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要	24
2 道路のバリアフリー化の概要	28
3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要	31
4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要	31
5 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進	31
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 情報案内設備に関する検討	33
2 連絡会議による進行管理	33
3 バリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報発信	33
4 その他のバリアフリー化の取組の推進	33
＜参考資料1＞	
太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	35
＜参考資料2＞	
「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧	37

第1章 「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」の概要

京都市では、JR太秦駅周辺を対象とした地区（以下「太秦地区」といいます。）において、駅や道路、施設などのバリアフリー化^{※1}を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に基づき、「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）を設置し、「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「太秦地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

※1 段差をなくしたり、視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、日常生活や社会生活においての様々な障壁(バリア)を取り除くこと

1 太秦地区基本構想策定の背景

(1) 国内外におけるバリアフリーに向けての動向

国際連合においては、昭和57年の総会で、昭和58年から平成4年までを「国連・障害者の十年」と宣言する「障害者に関する世界行動計画」が決議され、各国が計画的な課題解決に取り組んできました。また、平成18年の総会で、国際人権法に基づく人権条約として、「障害者権利条約」が採択されました。

日本においては、諸外国に例をみないほど急速に高齢化が進み、平成27年には、国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されており、高齢者も社会の担い手の一員として、充実した生活を送ることができる、豊かで活力ある社会をつくることが求められています。

さらに、障害のある方もない方も同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」や、より多くの方が利用しやすいまちづくり、ものづくりを進める「ユニバーサルデザイン」の考え方が広まっており、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が可能な限り自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。

(2) 日本におけるバリアフリー施策の経緯

このような社会的背景から、高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成6年9月に、建築物のバリアフリー化を進めるため「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」といいます。）が、平成12年11月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設^{※2}、車両^{※3}、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」といいます。）が施行されました。また、平成18年12月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー法」が施行されました。

※2 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル等

※3 鉄道車両、軌道車両、乗合バス車両等

(3) 京都市におけるバリアフリー施策の経緯

京都市では、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会の実現に向け、平成14年10月に京都市独自に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」において、総合的かつ計画的にバリアフリー化を促進するため、「重点整備地区」を14地区選定し、地区内の25旅客施設について、平成22年度末までに計画的にバリアフリー化を進めてきました。

また、平成17年4月には、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、同条例に定める「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、交通施策だけでなく、まちづくり、ものづくり、情報やサービスの提供等あらゆる施策において、すべての人の利用を前提に計画、実施することで、バリアをつくらない、又はバリアを限りなく少なくする事業を進めています。

さらに、平成22年1月には、クルマを重視したまちと暮らしから、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を目指して、「歩くまち・京都」総合交通戦略」を策定し、「バリアフリー化の推進」を実施プロジェクトに位置付けるとともに、同戦略の行動規範として「歩くまち・京都」憲章」を制定しました。

(4) 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定

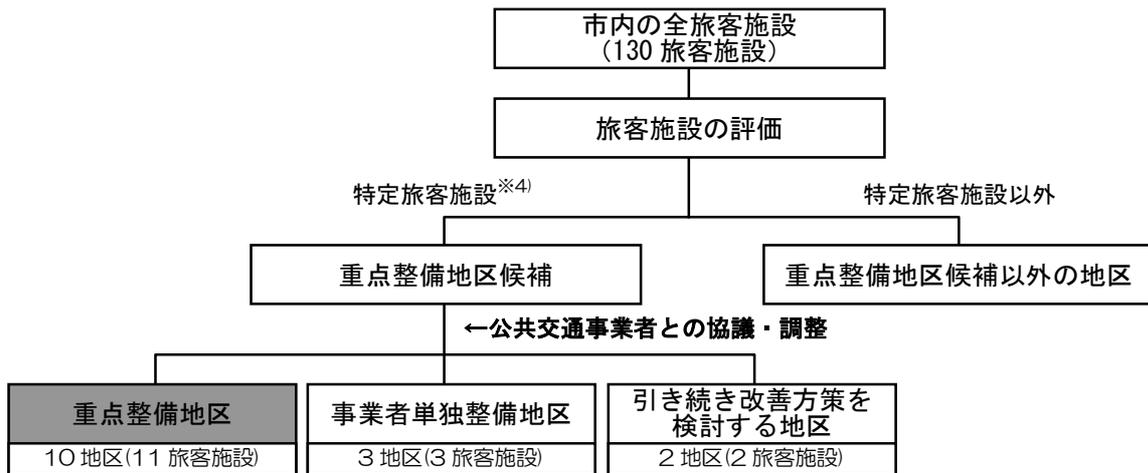
ア 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」策定の趣旨

京都市では、平成14年に策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づき、国、京都府、公共交通事業者等の関係機関との連携・協調の下、交通バリアフリーを着実に推進してきました。

一方、高齢化の急速な進展やユニバーサルデザインの普及等、社会状況の変化に対応し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るためには、旅客施設及び周辺道路等の更なるバリアフリー化が必要となってきました。国においても、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、平成32年度を目標年次としたより高い水準の目標が設定されるとともに、高齢者や障害のある方が自立して日常生活や社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性と、それを実現するために移動等円滑化を促進することの必要性等が示されました。このような中、バリアフリー化を一層進めていくため、平成24年3月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定しました。

イ 重点整備地区の選定

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」では、市内の130の旅客施設の中から10地区の「重点整備地区」（11旅客施設）を選定しました。太秦地区においては、平成24年度から大宮地区とともに基本構想策定に向けた取組を始めました。



図－1 重点整備地区の選定の流れ

※4 特定旅客施設の要件

- ① 平均利用者が 3,000 人/日以上で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設は、すべて「特定旅客施設」とする。
- ② 平均利用者が 3,000 人/日未満で、国が定める「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていない旅客施設のうち、周辺状況等、地域の実情からバリアフリー化整備が必要であると評価したものを「特定旅客施設」とする。

表－1 重点整備地区と基本構想策定期間

公共交通事業者名 グループ名	JR 西日本	京 阪	阪 急	京 福	基本構想策定期間
グループ A	太秦駅 JR 藤森駅 桃山駅	深草駅	大宮駅 上桂駅 嵐山駅 松尾駅		平成 24 年度 ～ 平成 30 年度
グループ B	西大路駅		西院駅	西院駅	

グループ A 公共交通事業者から事業化の意向が示され、バリアフリー化整備を図るための条件等が整っている地区

グループ B 公共交通事業者から事業化に向けての意向が得られているものの、バリアフリー化整備に向けて、調査や関係機関との調整等に多くの時間を要する地区

2 太秦地区基本構想の位置付け

(1) 太秦地区基本構想の内容

「太秦地区基本構想」では、高齢者や障害のある方などの日常生活における移動や施設を利用する上での利便性・安全性の向上を図るべく、関係者が互いに連携し、太秦駅や周辺道路などのバリアフリー化の重点的・一体的な推進を目指すため、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」（京都市基本計画）や「京都市都市計画マスタープラン」などの上位計画及び関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や今後実施すべきバリアフリー化の概要などを定めます。

(2) 太秦地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

「太秦地区基本構想」の策定後は、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが、国の定める「移動等円滑化基準」に基づき、バリアフリー化に向けた整備を図るための計画である「特定事業計画」を作成し、それに基づき、旅客施設や周辺道路等の整備を行います。特定事業計画とは、次に掲げるものです。

ア 公共交通特定事業計画

公共交通事業者（鉄道事業者等）が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

イ 道路特定事業計画

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

ウ 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場管理者が、障害のある方が利用できる駐車スペースの確保等により、「重点整備地区」内の路外駐車場のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

エ 都市公園特定事業計画

公園管理者が、公園内の通路の勾配の改善等により、「重点整備地区」内の都市公園のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

オ 建築物特定事業計画

建築主等が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の建築物のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

カ 交通安全特定事業計画

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。

また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、すべての国民の責務である「心のバリアフリー」を推進します。

3 目標年次

「バリアフリー法」に基づき、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度までに、「太秦地区」内のバリアフリー化が完了するよう努めます。

併せて、ソフト対策などのその他の取組については、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。

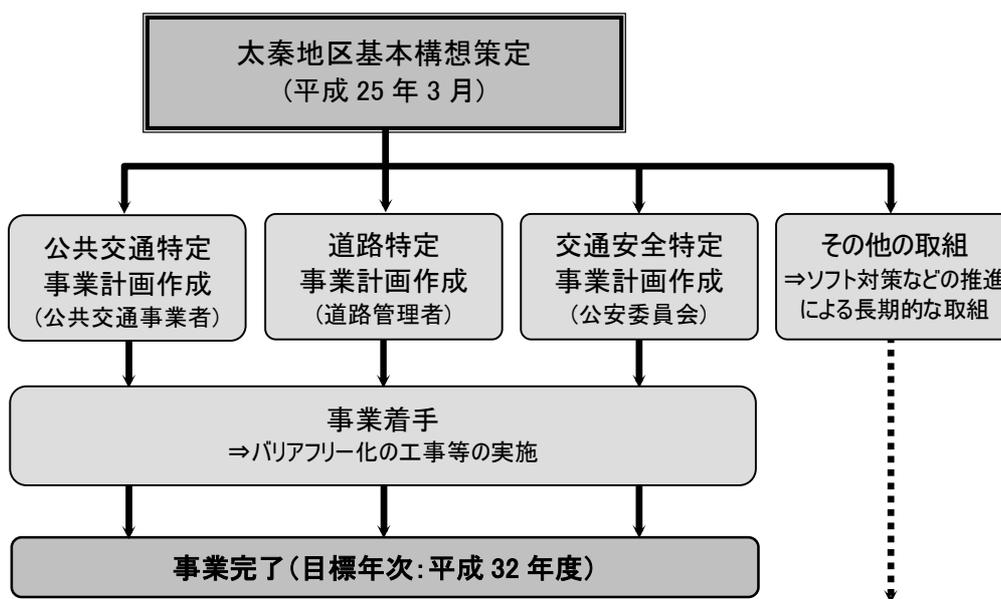


図-2 太秦地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ

第2章 太秦駅周辺の概況

太秦駅周辺には、観光施設、文化施設、商業施設、医療施設などが立地しています。太秦駅周辺の特性、右京区の人口及び高齢化率の推移、太秦駅周辺の公共交通機関及び施設の立地状況を示します。

1 太秦駅周辺の特性

太秦駅は、右京区の南部に位置しており、医療施設である河端病院や太秦病院、商業施設であるスーパーマツモト新丸太町店などの生活に密着した施設が立地するほか、全国的にも有名な観光・文化施設である東映太秦映画村があり、多くの方が集まっています。

旅客施設としては、太秦駅のほか、京福電気鉄道の帷子ノ辻駅等があり、主要な東西の道路として丸太町通や三条通があります。

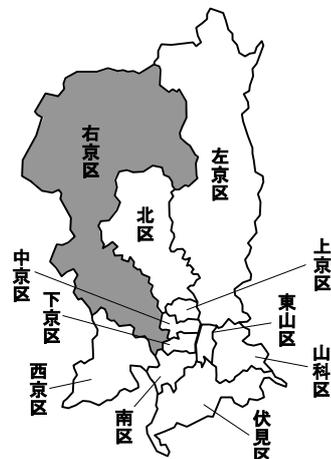


図-3 右京区の位置

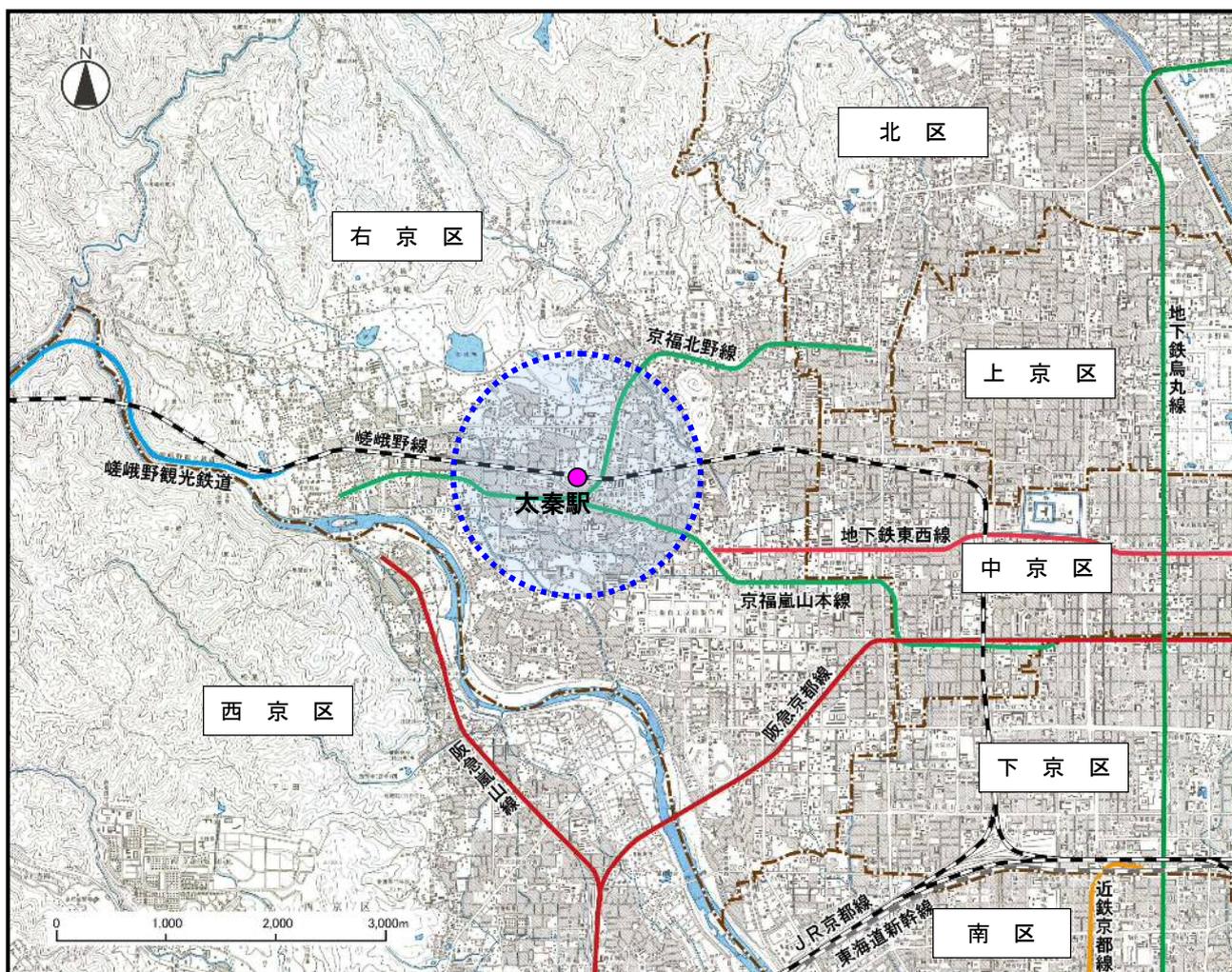


図-4 太秦駅の位置

2 右京区の人口及び高齢化率の推移等

右京区は、人口及び高齢者人口ともに増加していますが、平成7年の高齢化率は、京都市や全国の平均よりも低かったものの、平成22年ではほぼ同じ率となるなど、高齢化が進展している行政区です（表-2）。太秦駅周辺の4学区※¹（太秦、常磐野、嵯峨野、広沢）の合計は、人口が減少している一方で高齢者人口は増加しており、高齢化率も近年は高い水準となっています（図-5）。

また、右京区の障害者手帳の交付数は11,474件であり、療育手帳の交付数は1,524件となっています（表-3）。

※1 学区とは国勢調査の際に用いる国勢統計区を示します。

表-2 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率※の推移（国勢調査結果を基に作成）

年	4学区（太秦、常磐野、嵯峨野、広沢）			右京区			京都市	全国平均
	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （%）	総人口 （人）	高齢者人口 （人）	高齢化率 （%）	高齢化率 （%）	高齢化率 （%）
平成7年	57,980	7,749	13.4	197,600	25,948	13.2	14.7	14.6
平成12年	56,680	9,549	17.2	195,573	31,663	16.6	17.4	17.4
平成17年	56,912	10,893	19.9	202,356	39,646	20.2	20.1	20.2
平成22年	55,938	13,033	23.7	202,943	45,918	23.1	23.0	23.0

※ 総人口から年齢不詳を除いて算出しています。

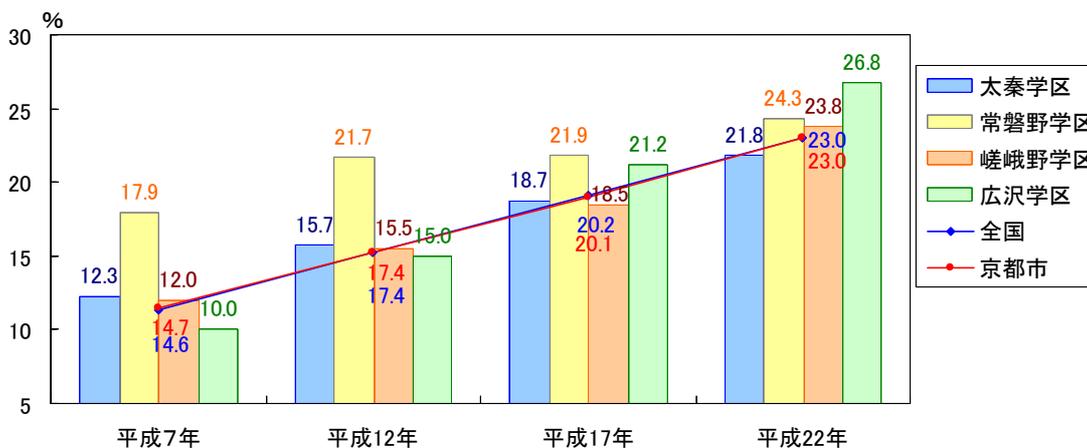


図-5 高齢化率の推移（国勢調査結果を基に作成）

表-3 右京区の障害別の障害者数（平成23年京都市統計書）

	総人口 （人）	障害者手帳交付数（件）						療育手帳 交付数 （件）	精神障害者 保健福祉 手帳交付数 （件）
		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計		
京都市	1,474,015	6,462	6,853	922	42,388	24,881	81,506	11,418	10,978
右京区	202,943	853	962	151	6,124	3,384	11,474	1,524	—
右京区の占める割合 (%)	13.8	13.2	14.0	16.4	14.4	13.6	14.1	13.3	—

3 太秦駅周辺の公共交通機関

(1) 鉄道・軌道

平成 24 年 10 月現在、太秦駅の 1 日平均利用者数は約 8,400 人であり、帷子ノ辻駅の 1 日平均利用者数は約 1,700 人となっています。

表-4 駅の 1 日の利用状況

駅名	1 日平均利用者数 (人)	1 日の運行本数 (本)	
		平日	土曜・休日
太秦駅 (JR 西日本)	8,412	122	122
帷子ノ辻駅 (京福電気鉄道)	1,690	334	324

(2) 路線バス

平成 24 年 10 月現在、京都市交通局、京都バスが運行しており、丸太町通、三条通を中心にバス停が設けられています。主要な路線バスの系統数は、帷子ノ辻（帷子辻）バス停が 11 系統、太秦映画村前バス停が 5 系統、常盤・嵯峨野高校前バス停が 5 系統となっています。

表-5 路線バスの 1 日の運行状況

バス停	事業者	系統数	系 統	1 日の運行便数 (便)		
				平 日	土 曜	休 日
帷子ノ辻 帷子辻 (三条通)	京都市交通局※ ¹⁾	1	11 号	46.0	31.0	31.0
	京 都 バ ス	10	61~65 号 71~75 号	103.0	98.0	98.0
	計	11	—	149.0	129.0	129.0
太秦映画村前 (太秦経 91 号線)	京 都 バ ス	5	61~65 号	55.0	51.0	51.0
常盤・嵯峨野高校前 (丸太町通)	京都市交通局※ ¹⁾	3	75・91・93 号	126.0	100.5	100.5
	京 都 バ ス	2	81・83 号	16.0	16.0	16.0
	計	5	—	142.0	116.5	116.5

※1 京都市交通局の運行便数については、平成 24 年 3 月 14 日の運転計画の数値

※2 1 往復を 1 便として計上

4 太秦駅周辺の施設の立地状況及び道路の現況

太秦駅周辺には、医療施設（河端病院，太秦病院），商業施設（スーパーマツモト新丸太町店），観光・文化施設（東映太秦映画村）などが立地しています。

また，周辺の道路状況は，東西の幹線道路として，丸太町通と三条通があります。丸太町通は歩道が整備されていますが，三条通は歩道が設置されていない，または歩道の幅員が狭い箇所があります。また，南北方向では，地区内の細街路が多く，宇多野吉祥院線や太秦経91号線の交通量が多くなっています。地区全体としては，路上駐輪や電柱等が移動の障害となっているなどの課題があります。

太秦駅周辺の施設の立地状況を図-6に示します。

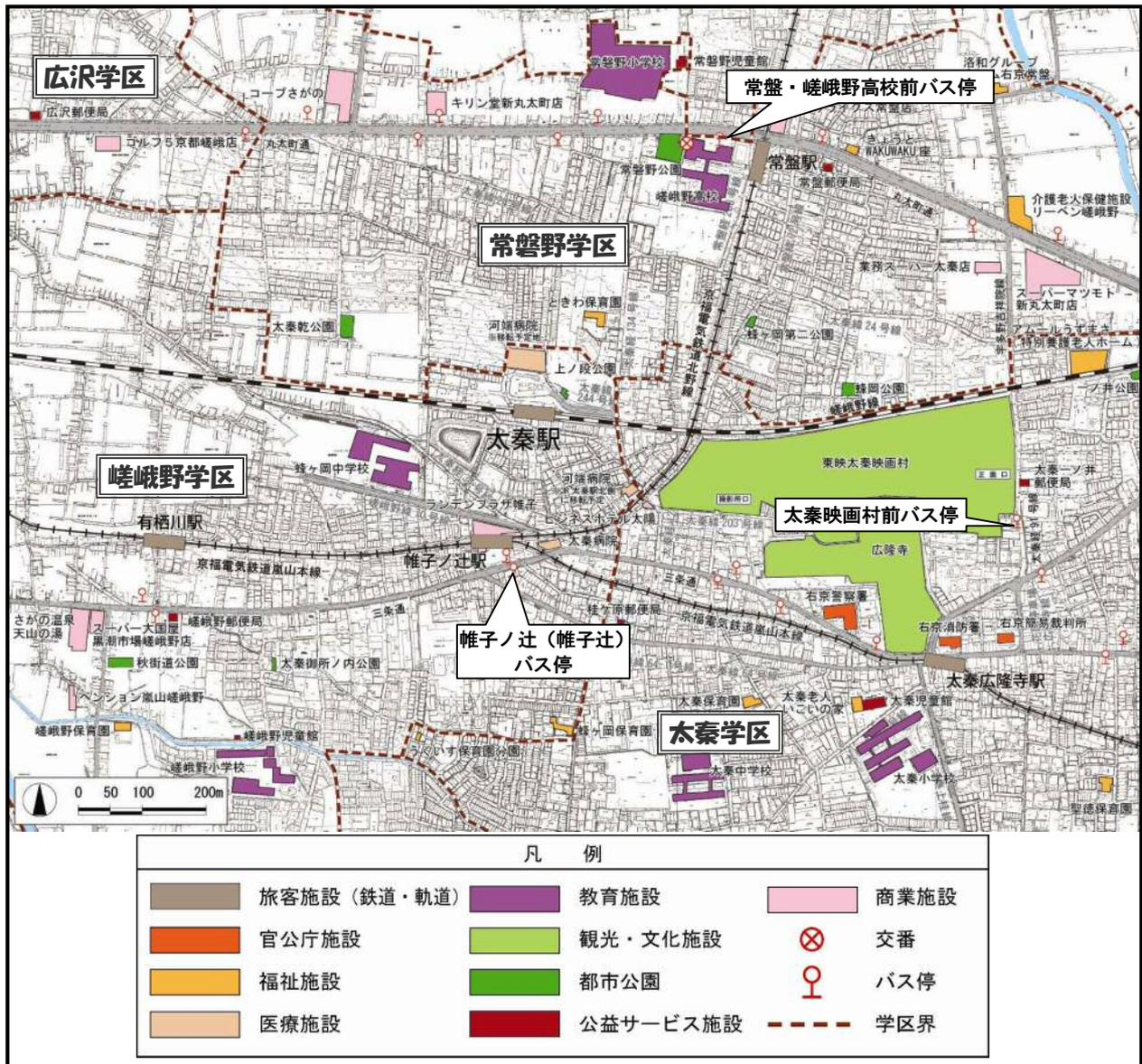


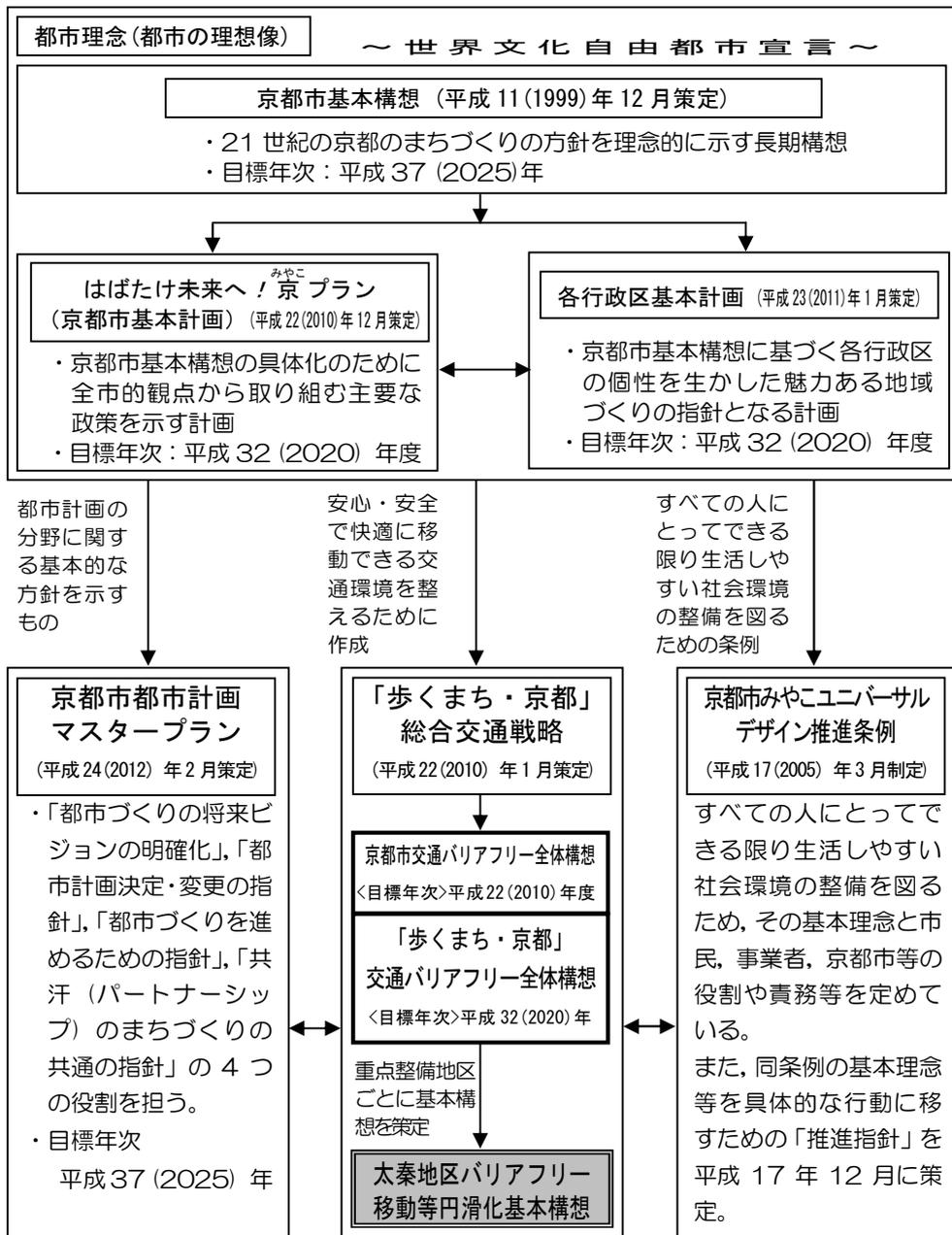
図-6 太秦駅周辺の施設の立地状況

第3章 太秦地区におけるバリアフリー化の方向性

「太秦地区基本構想」は、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」や「京都市都市計画マスタープラン」などの計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”との整合性を保ちながら策定すべきものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

「太秦地区基本構想」を策定するに当たっては、右京区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、「太秦地区」の目指す姿を整理することとします。

1 上位計画・関連計画の構成



図一七 上位計画・関連計画の構成

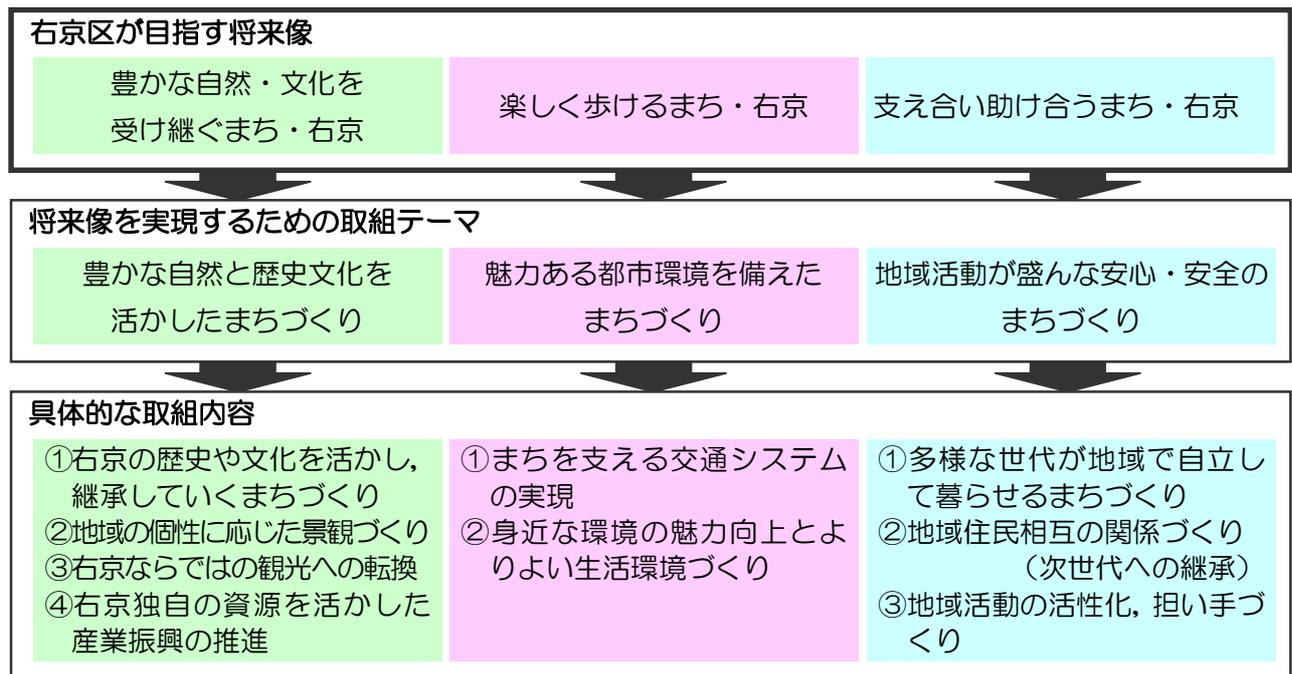
2 太秦地区におけるバリアフリー化の方向性

京都市では、都市理念を踏まえた「京都市基本構想」を受けて、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン」を策定しています。さらに、各行政区では、「京都市基本構想」に基づいて、個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる各区基本計画を策定しています。

「太秦地区」がある右京区では「右京かがやきプラン」（右京区基本計画 2020）を策定しています。この計画に基づいて、「太秦地区」におけるバリアフリー化の方向性を示します。

(1) 右京区のまちづくり

右京区のまちづくりの方向性は、「右京かがやきプラン」において、次のとおり示されています。



(2) 太秦地区におけるバリアフリー化の方向性

「右京かがやきプラン」を踏まえ、「太秦地区」のバリアフリー化を推進するための方向性を次のとおり整理します。

ア だれもが楽しく歩くことができるまち

地域住民や来訪者、高齢者や障害のある方などを含むすべての人が、徒歩、自転車、鉄道・バス、自動車を適切に組み合わせて生活でき、また、歩くことが楽しくなるような、環境と身体や精神にもやさしいまちを目指します。

イ 生活を支える地域の中心としてのまち

太秦駅周辺には、帷子ノ辻駅などの旅客施設、河端病院や太秦病院などの医療施設、スーパーマツモト新丸太町店などの商業施設が立地しており、これらの施設立地を生かした地域の中心としてのまちを目指します。

ウ 支え合い助け合う人にやさしいまち

地域住民だけでなく「太秦地区」を訪れる高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、地域で育まれているコミュニティによる世代を超えた助け合いや支え合いによる、一人ひとりが地域で自立して暮らしていける、人にやさしいまちを目指します。

3 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」における バリアフリー化推進のための基本的な考え方

「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」においては、全市的なバリアフリー化推進のための基本的な考え方を次のとおり定めています。

(1) ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリーの推進

ア 交通バリアフリーの推進に当たっては、「どこでも、だれもが、自由に、使いやすく」とのユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できることを基本とします。

イ 旅客施設及びその周辺道路等の整備については、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で選定した「重点整備地区」のみならず、「重点整備地区」以外の地区についてもバリアフリー化を進めていきます。

ウ 旅客施設及び車両等（ハード面）の整備のみならず、すべての人が安心・安全で円滑に移動するために必要な情報やサービスを容易に受けられ、様々な個性や違いを超えて、すべての人がお互いに理解し、助け合える取組（ソフト面の対策）についても積極的に講じます。

エ 鉄道駅におけるホームからの転落事故や列車との接触事故への対策の必要性が高まっていることを踏まえ、ハード面の整備やソフト面の対策を進め、安心・安全に移動できるように努めます。

(2) 地域住民・利用者等の意見の反映

バリアフリー化の推進に当たっては、高齢者や障害のある方をはじめ、地域住民や施設利用者等の意向を踏まえ、検討を行っていくことが必要です。

検討に当たっては、市民や利用者代表等が参画する会議の開催やパブリックコメントの実施等により多くの方の意見を十分に聴くとともに、可能な限り反映します。

4 太秦地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

「太秦地区」のバリアフリー化は、「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本方針に基づいて推進します。

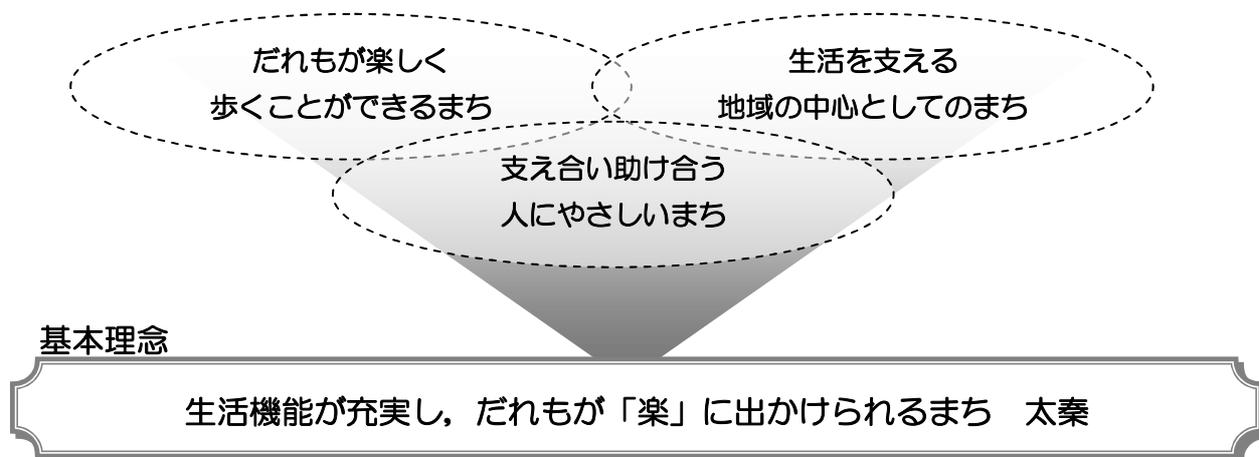
「太秦地区」のバリアフリー化の推進に当たっては、地区の特性及びバリアフリー化の方向性に加え、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」の基本目標である「京都の豊かな蓄積を資源として、国際社会の取組との協調を図り、すべての人が個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる、活力に満ちた社会の実現」を踏まえ、「太秦地区」のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を次のとおり定めます。

(1) 太秦地区のバリアフリー化推進に係る基本理念

「太秦地区」は、太秦駅や帷子ノ辻駅などの旅客施設のほか、医療施設や商業施設、観光・文化施設が立地しており、これらの施設間をだれもが快適に安心して移動できる環境を整備します。こうした施設整備だけではなく、地域コミュニティを生かした助け合いなど、人にやさしいまちづくりを推進し、年間を通じてにぎわいのあるまちの形成を目指します。

これらを踏まえて、「太秦地区」の基本理念を、「生活機能が充実し、だれもが「楽」に出かけられるまち 太秦」として、まちづくりを進めていきます。

太秦地区のバリアフリーのまちづくりの方向性



(2) 太秦地区のバリアフリー化推進に係る基本方針

ア だれもが利用しやすい太秦駅のバリアフリー化整備の推進

高齢者や障害のある方、妊産婦、国内外からの観光客、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる旅客施設として、太秦駅のバリアフリー化を推進します。

イ 主要な道路の重点的なバリアフリー化の推進

多くの高齢者や障害のある方が徒歩又は車いすで利用する施設を相互に結び主要な道路について、段差の解消や勾配の改善などにより、安心・安全で円滑に移動できるように、重点的なバリアフリー化を図ります。それ以外の道路についても、道路の改修等と併せて、順次、バリアフリー化を図ります。

ウ 地域の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

「太秦地区基本構想」に位置付けられた各種事業については、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、地域の取組や他の施策に係る関係者が十分な情報交換を行い、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることができる事業推進体制を整備します。

エ 「心のバリアフリー」「情報バリアフリー」の推進

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化設備（ハード面）の整備だけでなく、高齢者や障害のある方などの理解を深め、お互いに支え合うことができる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携してソフト施策を展開し、ふれあいと温もりのある行動による「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に利用されるような情報、駅や道路における分かりやすい案内情報の発信、伝達方法の確保・充実などに取り組み、だれもが必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした思いやりのある「情報バリアフリー」を推進します。

第4章 太秦地区の重点整備地区について

基本構想では、安心・安全で円滑な移動ができるためのバリアフリー化を推進するために、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設である「生活関連施設」、
「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路である「生活関連経路」を設定し、これらの施設及び道路を含み、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区である「重点整備地区」の区域を定めます。

1 生活関連施設

太秦駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設を「生活関連施設」として次のとおり抽出しました。

表-6 生活関連施設

区分	名称	摘要
旅客施設	太秦駅（JR西日本）	・1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設） ・多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
医療施設	太秦病院 河端病院（移転予定地）	
商業施設	スーパーマツモト新丸太町店 ランデンプラザ帷子	
観光・文化施設	東映太秦映画村	

2 生活関連経路

「バリアフリー法」では、「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路を「生活関連経路」と位置付け、道路特定事業及び交通安全特定事業を実施することとしています。

「太秦地区」の「生活関連経路」は、表-6で設定した「生活関連施設」相互を結ぶ道路としました。また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として設定しました。

また、「連絡会議」の委員からの意見を踏まえ調査・検討した結果、生活関連経路⑤（太秦経109号線）、その他経路②（太秦経91号線）、その他経路③（常盤緯72号線）を追加しました。

「生活関連経路」を表-7、「その他経路」を表-8に示します。

表一七 生活関連経路

生活関連 経路	路線名 (区間)
①	一般市道 太秦緯 34 号線, 一般市道 嵯峨野緯 70 号線 (三条通 ~ ランデンプラザ帷子)
②	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通) (生活関連経路① ~ 太秦病院)
③	一般市道 太秦経 109 号線 (京福踏切 ~ 三条通)
④	一般市道 太秦緯 203 号線, 一般市道 太秦経 126 号線 (東映太秦映画村 [撮影所口] ~ 京福踏切)
⑤	一般市道 太秦経 109 号線 (生活関連経路⑧ ~ 京福踏切)
⑥	一般市道 太秦経 134 号線 (生活関連経路⑧ ~ 京福踏切)
⑦	一般市道 太秦緯 244 号線 (生活関連経路⑥ ~ 太秦駅・河端病院)
⑧	一般市道 太秦緯 24 号線 (生活関連経路⑨ ~ 生活関連経路⑥)
⑨	主要市道 宇多野吉祥院線, 一般市道 太秦経 91 号線 (丸太町通 ~ 東映太秦映画村 [正面口])
⑩	主要市道 鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通 [南側歩道]) (スーパーマツモト新丸太町店 ~ 生活関連経路⑨)

表一八 その他経路

その他 経路	路線名 (区間)
①	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通) (太秦病院 ~ 大映通)
②	一般市道 太秦経 91 号線 (東映太秦映画村 [正面口] ~ 一般府道花園停車場広隆寺線)
③	一般市道 常盤緯 72 号線 (丸太町通 ~ 生活関連経路⑧)

3 重点整備地区

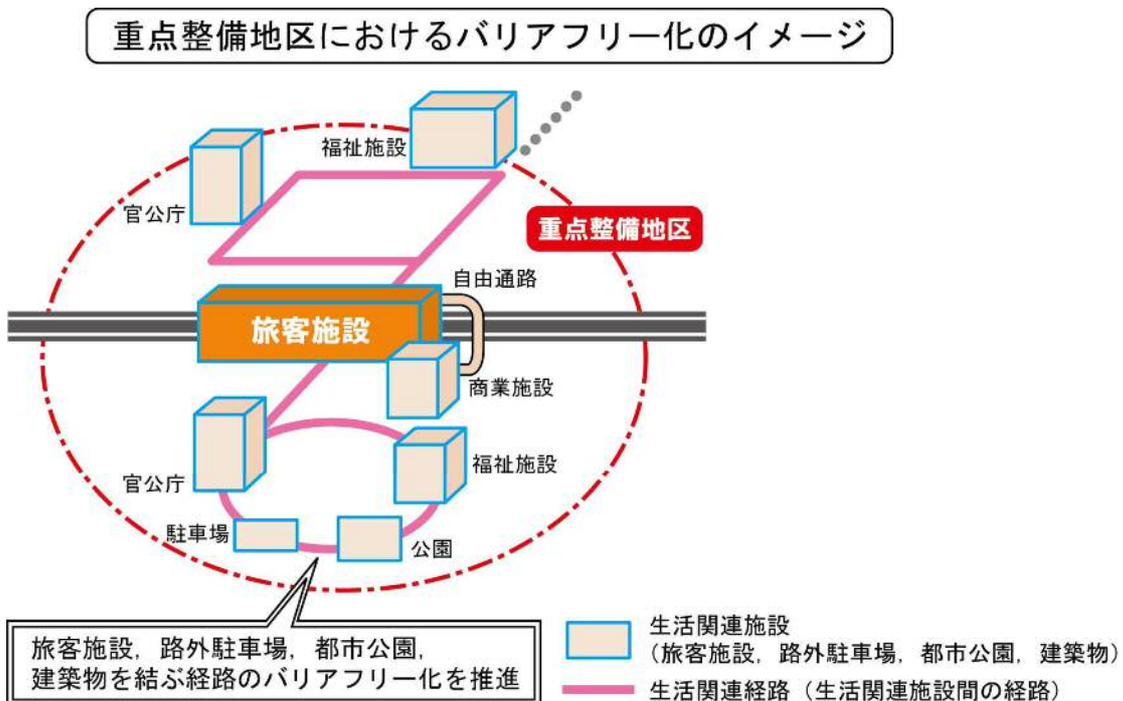
「バリアフリー法」では、「重点整備地区」を「生活関連施設」の所在地を含み、かつ、「生活関連施設」相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」と規定しています。

「太秦地区」において、安心・安全で円滑な移動の確保に向けてバリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む区域を「重点整備地区」として設定しました。

具体的な「重点整備地区」の区域については、道路や町界によって決めました。

「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「重点整備地区」の区域を図-8に示します。

<参考>重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ



第5章 太秦地区の現状に関する意見と課題

連絡会議において数多くの意見をいただくとともに、その下に設置した分科会により駅や道路などを現地踏査して、課題についての意見交換を行いました。旅客施設や周辺道路等の「太秦地区」の現状に対する意見と課題は次のとおりです。

1 旅客施設に関する意見

太秦駅のバリアフリー状況を表—9に示します。また、太秦駅に関する意見を図—9に示します。

表—9 太秦駅のバリアフリー状況（平成24年10月現在）

鉄道事業者名		JR西日本	
路線名		嵯峨野線	
駅名		太秦駅	
駅の構造		地上駅	
1日平均利用者数		8,412人	
段差解消の状況	出入口～改札口		・段差なし（平坦）
	改札口～ホーム	京都方面	・段差なし（平坦）
		亀岡・園部・福知山方面	・段差あり （エレベーター，車いす用階段昇降機なし）
情報案内設備	視覚障害者誘導用ブロック		・出入口から券売機，改札口，ホームへの視覚障害者誘導用ブロックあり
	運行情報	音声案内	・あり（接近案内）
		文字情報	・あり（遅れ表示のみ）
	点字料金表示		・券売機横にあり
利便施設	トイレ		・多機能トイレあり （車いす対応，オストメイト対応，ベビーベッド付き） ・トイレレイアウト図（点字）あり
	休憩施設		・ベンチあり
個別設備	プラットホーム		・ホーム縁端部に警告ブロックあり（内方線なし） ・ホーム端での転落防止対策あり
	券売機		・車いす対応券売機あり
	幅広改札口		・3箇所中1箇所が対応

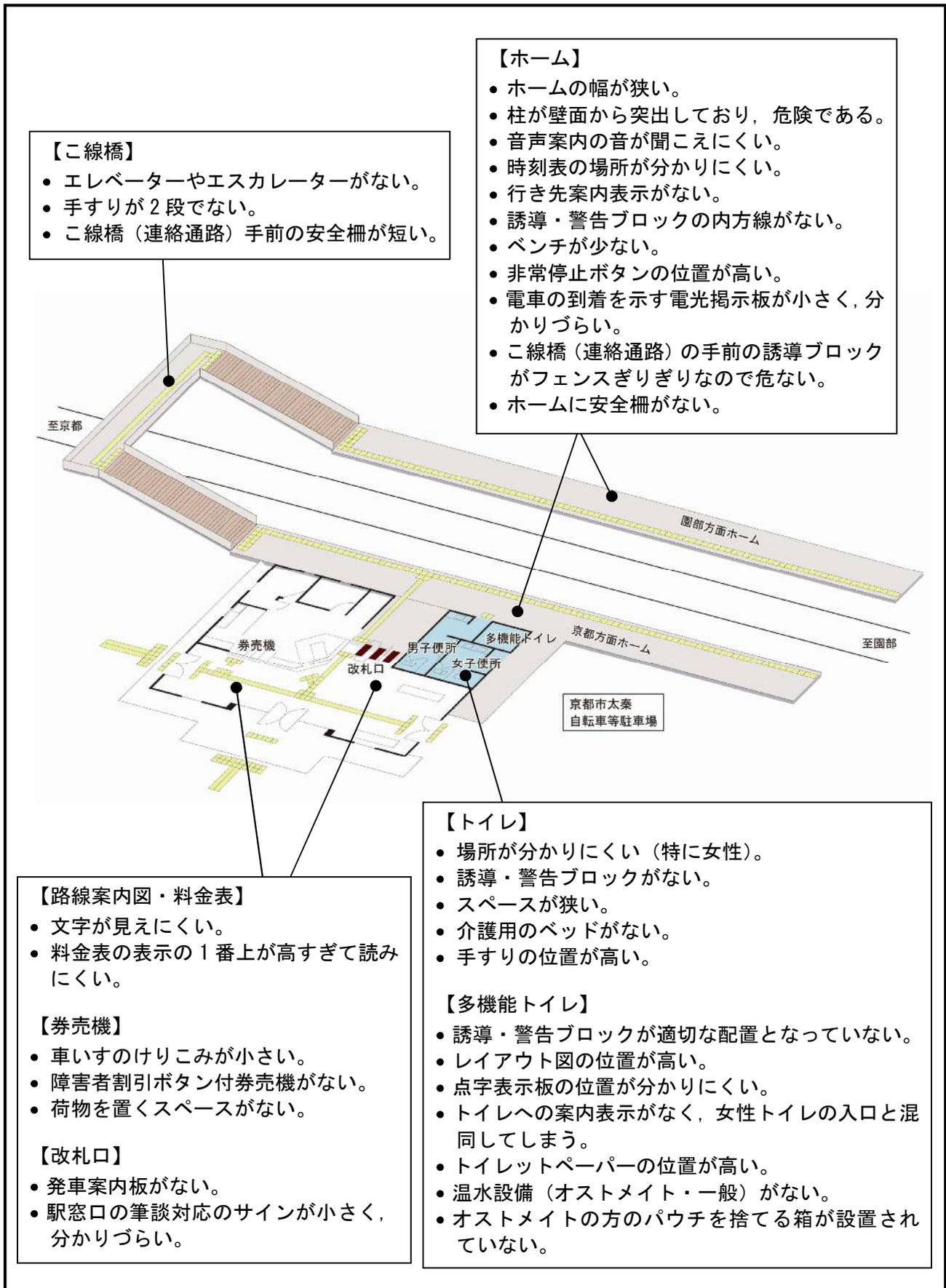


図-9 太秦駅に関する意見

2 周辺道路等に関する意見

「太秦地区」における道路について、全体的に共通する意見を表一10に、各道路についての意見を図一10に示します。

表一10 全体的に共通する道路に関する意見

歩道のある道路	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の波うちや凸凹，段差がある。 横方向の勾配がきつい。 歩道の幅が狭い。 グレーチング[※]の網目が大きく，マンホールの蓋が突出している。 電柱や植栽，看板や路上駐輪が障害になっている。
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道がなく，歩行者の歩く場所も狭い。 歩行者の歩く場所が明確でない。 グレーチングの網目が大きく，マンホールの蓋が突出している。 側溝の蓋が凸凹している，がたついている。 電柱や植栽，路上駐車や路上駐輪が障害になっている。
交差点	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者だまりが狭く段差もあり，車道へのすりつけ勾配がきつい。 横断歩道（車道）の勾配がきつい。 歩行者用信号機に音響装置がない。 視覚障害者誘導用ブロックがない。
踏切	<ul style="list-style-type: none"> 道幅が狭く，歩行者の歩く場所が狭い。 歩行者の歩く場所が明確でない。 グレーチングの網目が大きい。

※ グレーチングとは，金属製の溝蓋のことをいいます。





図-10 各道路についての意見

3 太秦地区の課題

太秦駅や周辺道路等の現状に関する意見を踏まえた「太秦地区」の課題は表-11のとおりです。

表-11 太秦地区の課題

太秦駅	<p><u>円滑に移動できる動線の整備が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ホーム間を結ぶ既存のこ線橋は、階段しかなく、車いすなどを利用される方の移動に対応していない。また、こ線橋の階段手すりが1段しかないことから、これらを改善し、円滑に移動できる動線の整備が必要である。 <p><u>分かりやすい案内情報の提供が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所があり、ホームのブロックには内方線が設置されておらず、また、路線案内図料金表、時刻表が見えにくい。行き先案内表示がなく、音声案内の音が聞こえにくい。これらを改善し、分かりやすい案内情報の提供が必要である。 <p><u>使いやすいトイレの整備が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレやトイレの場所が分かりにくく、視覚障害者誘導用ブロックが適切に設置されていない箇所もある。また、多機能トイレに温水設備（オストメイト用）がないことから、これらを改善し、使いやすいトイレの整備が必要である。 <p><u>その他様々な設備等の改善が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 券売機の車いすのけりこみが小さく、ホーム上のベンチが少ないなどの課題があり、使いやすい駅となるよう様々な設備等の改善が必要である。
周辺道路等	<p><u>歩道のある道路においては段差、勾配の改善が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道のある道路においては、舗装の波うちや凸凹、段差、勾配がきつい箇所があることから、これらを改善し、円滑に移動できる整備が必要である。 <p><u>歩道のない道路においては歩行者が優先して通行できる環境整備が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の歩く場所が明確でない箇所が多い。しかし、道路幅員が狭い道路が多く、沿道にも建物が立地しているなどの制約も多いことから、基本的に歩道の設置が困難な状況となっている。そのため、歩行者と車などが共存しつつ、可能な限り歩行者が優先して通行できるよう道路に明示するなど、安心・安全で円滑に移動できる環境の整備が必要である。 <p><u>すべての人が安心・安全で円滑に移動できる歩行空間の確保が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> グレーチングの網目が大きく、側溝の蓋に凸凹やがたつきがある箇所が多い。また、電柱や路上駐車、路上駐輪など、様々な障害もあることから、地元や関係事業者等の取組などと協力・連携を図りながら、すべての人が安心・安全で円滑に移動できる歩行空間の確保が必要である。

第6章 太秦地区におけるバリアフリー化の概要

「太秦地区」におけるバリアフリー化推進に係る基本理念、基本方針及び課題を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などが「太秦地区」において実施するバリアフリー化などの概要を示します。

施設や道路などのバリアフリー化については、次の2つに区分しています。

① 特定事業

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成32年度までに完了させる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）

② その他の取組

「太秦地区」内において実施される①以外の事業やソフト施策等の取組

なお、特定事業については、「太秦地区基本構想」策定後、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会が、具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

1 旅客施設及び車両のバリアフリー化の概要

(1) 太秦駅のバリアフリー化の概要

太秦駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 利用動線の整備

ホーム間を結ぶこ線橋及びエレベーターの新設による段差解消や、既存こ線橋の階段手すりの改良により、円滑に移動できるようにします。

イ 情報案内設備の整備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善、音響案内の設置などにより、分かりやすい案内を目指します。

ウ トイレの整備

既存の多機能トイレの改善などにより、使いやすいトイレとなるよう整備します。

エ ホームにおける転落防止対策

ホームの内側を示す内方線付きの警告ブロックを整備することにより、転落防止対策を図り、安全な旅客施設を目指します。

(2) 常盤駅のバリアフリー化の概要

常盤駅のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 利用動線の整備

出入口の階段をスロープに改修することにより、円滑に移動できるようにします。

(3) 長期的な課題の検討

「太秦地区」内のすべての旅客施設における長期的な課題の検討に関する考え方は次のとおりです。

ア 様々な設備の改善の検討

券売機の車いすのけりこみの改良，よりコンパクトなベンチの設置などについて，今後，設備の更新時期などにあわせ，可能な限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示のあり方の検討

旅客施設等の利用に当たり，分かりやすい案内表示に対応できるよう，関係者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小など，「太秦地区」内の旅客施設以外の駅でも共通の課題となっているものについては，長期的な課題として検討を進めます。

旅客施設のバリアフリー化の概要を表－12に示します。また，太秦駅のバリアフリー化の概要を図－11に示します。

表－12 旅客施設のバリアフリー化の概要

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次(年度)									
				H25	26	27	28	29	30	31	32	～	
公共交通 特定事業	①エレベーター用こ線橋の新設 ②エレベーターの新設(2基)	太秦駅	JR西日本										
	③多機能トイレの改善												
	④内方線ブロックの設置												
	⑤音響案内の設置												
	⑥手すりの改善												
その他の 取組	⑦段差の解消(スロープの設置)	常盤駅	京福電気鉄道										
	⑧長期的な課題の検討	太秦地区内の 旅客施設	JR西日本 京福電気鉄道										

※公共交通特定事業の実施に当たっては，国，京都府，京都市が協調して必要な助成を行います。

太秦駅

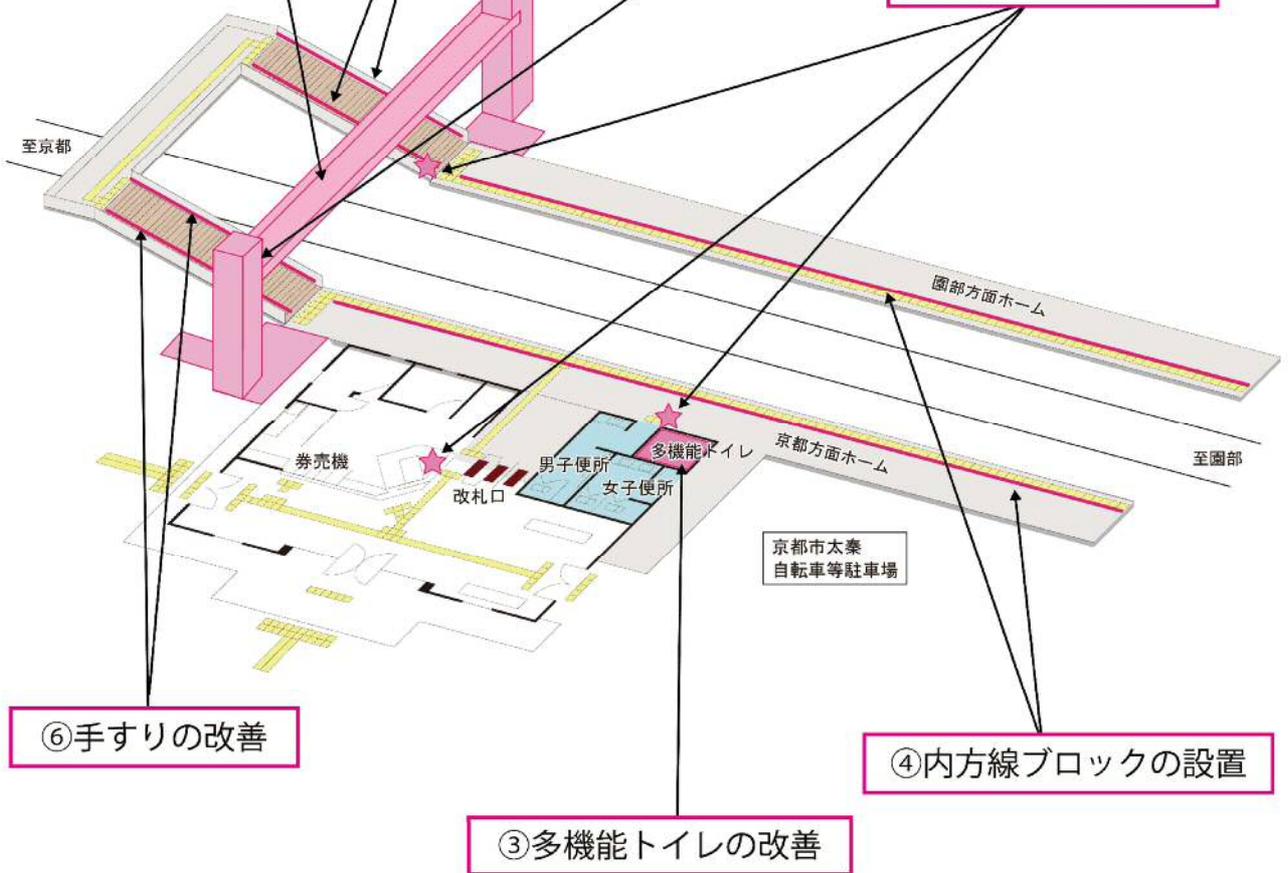
【その他の取組】
⑧長期的な課題の検討

①エレベーター用ご線橋 (連絡通路) の新設

⑥手すりの改善

②エレベーターの新設 (2基)

⑤音響案内の設置



⑥手すりの改善

④内方線ブロックの設置

③多機能トイレの改善

図-11 太秦駅のバリアフリー化の概要

(4) 車両のバリアフリー化の概要

「太秦地区」内を発着する鉄道及び軌道、路線バスの車両のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

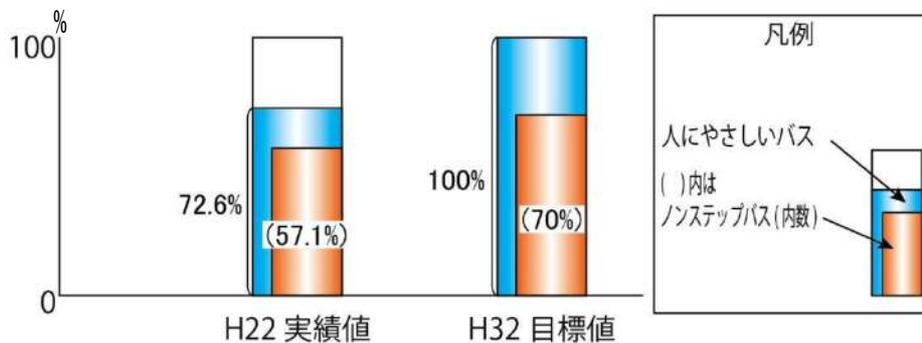
ア 鉄道車両・軌道車両

車両の改良や更新時に、車いすスペースの確保など国が定める公共交通移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、扉が開くときにチャイムにより扉位置を知らせる装置を設置するなど、可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討します。

イ 路線バス車両

車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど公共交通移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

<参考> 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に掲げる
路線バスのバリアフリー化の目標



人しやすいバスとは、ノンステップバス、ワンステップバス等のことをいいます。



ノンステップバス



ワンステップバス

2 道路のバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の道路のバリアフリー化の概要

「太秦地区」内の道路のバリアフリー化に向けた基本的な考え方は次のとおりです。

ア 生活関連経路及びその他経路

「生活関連経路」及び「その他経路」においては、道路特定事業として、歩道のある道路では、段差・勾配の改善、歩道のない道路では歩行空間の明確化を行うなど、重点的にバリアフリー化を推進します。

また、生活関連経路⑨（主要市道 宇多野吉祥院線，一般市道 太秦経 91 号線）及びその他経路⑩（一般市道 太秦経 91 号線）においては、都市計画道路梅津太秦線整備事業の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を行います。

イ その他の取組

(ア) 生活関連経路及びその他経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」及び「その他経路」以外の道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、一体的にバリアフリー化を図るよう努めます。

(イ) 安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅及びバス停周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者及びバス事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

道路のバリアフリー化の概要を表-13、図-12 に示します。

表-13 道路のバリアフリー化の概要

	経路	路線	事業内容	目標年次(年度)									
				H25	26	27	28	29	30	31	32	~	
道路特定事業	生活関連経路①	一般市道 太秦緯 34 号線 一般市道 嵯峨野緯 70 号線	段差・勾配の改善										
	生活関連経路②	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)	歩行空間の明確化										
	生活関連経路③	一般市道 太秦経 109 号線											
	生活関連経路④	一般市道 太秦緯 203 号線 一般市道 太秦経 126 号線											
	生活関連経路⑤	一般市道 太秦経 109 号線											
	生活関連経路⑥	一般市道 太秦経 134 号線											
	生活関連経路⑦	一般市道 太秦緯 244 号線		段差・勾配の改善									
	生活関連経路⑧	一般市道 太秦緯 24 号線	歩行空間の明確化										
	生活関連経路⑩	主要市道 鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通 [南側歩道])	段差・勾配の改善										
	その他経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)											
	その他経路③	一般市道 常盤緯 72 号線	歩行空間の明確化										
その他の取組	生活関連経路⑨	主要市道 宇多野吉祥院線 一般市道 太秦経 91 号線	都市計画道路 梅津太秦線整備事業										
	その他経路②	一般市道 太秦経 91 号線											
	—	生活関連経路及び その他経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限り バリアフリー化										



図-12 道路のバリアフリー化の概要

3 交通安全施設などのバリアフリー化の概要

(1) 重点整備地区内の交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、「太秦地区基本構想」に基づき、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、実施します。

4 その他のバリアフリー化の取組に関する概要

(1) 路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

(2) 都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

(3) 建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

5 「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備(ハード面)だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修を展開するなど、「心のバリアフリー」を推進します。

また、公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ①情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ②情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

今後、継続的に取り組むソフト施策の概要を表-14に示します。

表-14 ソフト施策の概要

	内 容	具 体 例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	ホームページや冊子、駅の掲示板やバス停の空きスペース、車両内の吊り広告などを活用した、高齢者や障害のある方の手助けの方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報発信など
		高齢者や障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	地域住民が主体となった取組の実施	高齢者や障害のある方への手助け、違法駐車・駐輪の抑制、市や事業者が実施する取組やサービスに対する積極的な意見や提案など
		学校教育における福祉教育の充実
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などによる聴覚障害のある方との適切なコミュニケーションが確保できるよう、接客マニュアルなどによる接客教育の実施
改札口などへの「耳マーク」の掲示及び聴覚障害のある方の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討		
高齢者や障害のある方へのサポート教育の実施		
違法駐車・駐輪などの防止	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修の実施	
	違法駐車・駐輪、看板類など、高齢者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・発信	ホームページや冊子等による、駅のエレベーターや多機能トイレの有無等のバリアフリーに関する情報発信(京都市や公共交通事業者のホームページなど) バリアフリーマップの作成(駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など 「歩く観光」を推進するため、平成23年9月に策定した「京都市観光案内標識アップグレード指針」(観光案内標識のガイドラインとそのマネジメントシステム)に基づく「観光案内標識アップグレード推進事業」の推進(平成25年度に太秦駅周辺について実施予定)

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

「太秦地区基本構想」に位置付けられたバリアフリー化事業は、今後、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制により推進します。

1 情報案内設備に関する検討

情報案内設備（文字、音声）の整備については、太秦駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も聴きながら、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、特に聴覚障害のある方に対する緊急情報表示などのあり方については、長期的な施策も含めた検討を行います。

2 連絡会議による進行管理

「太秦地区基本構想」の策定に向けて協議・検討を行ってきた連絡会議については、「太秦地区基本構想」策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、「太秦地区」内のバリアフリー化事業が一定の進捗よくを見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映されているのか検証を行います。

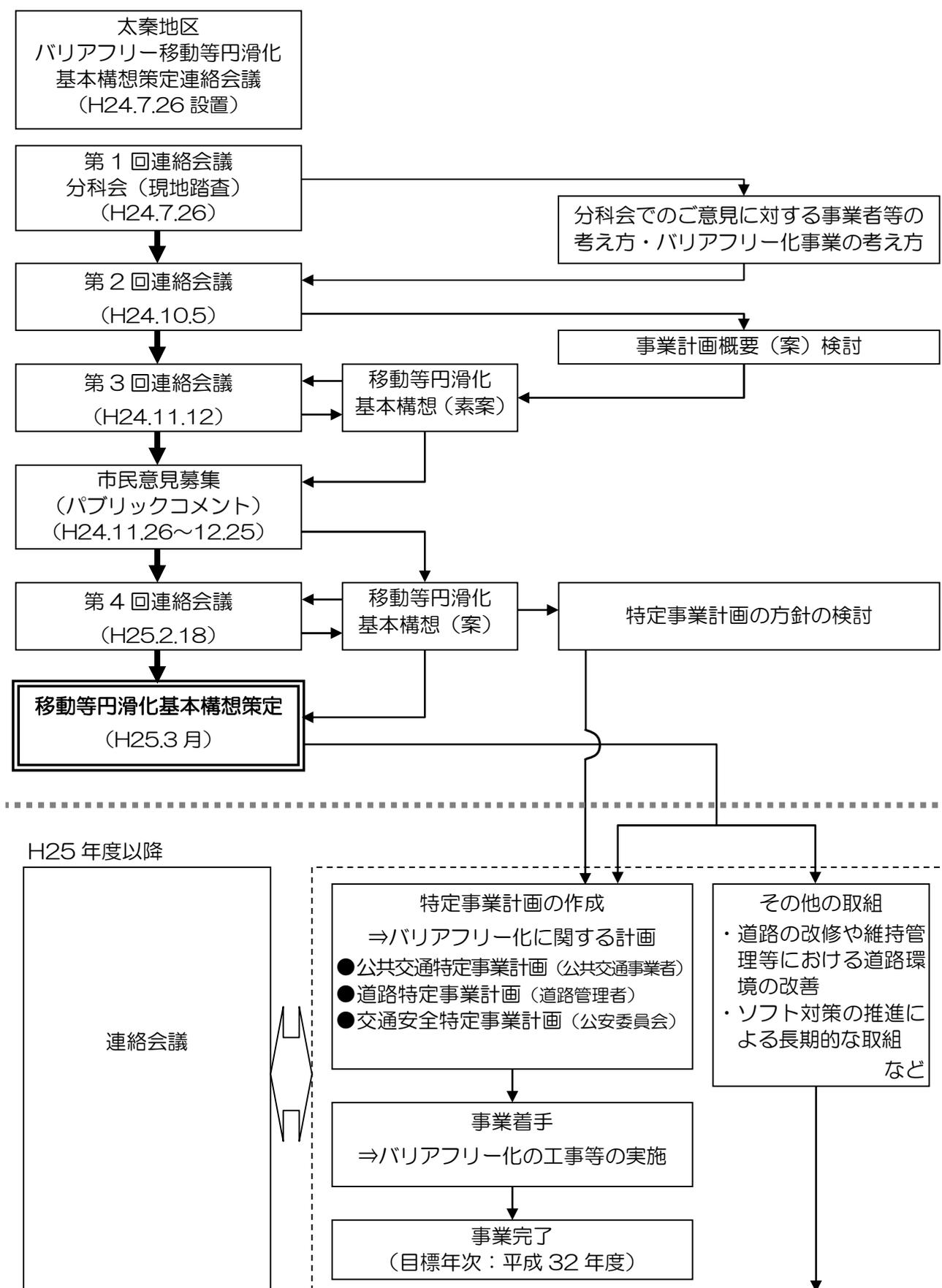
3 バリアフリー化事業の進捗よく状況に関する情報発信

京都市は、「太秦地区」をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗よく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

4 その他のバリアフリー化の取組の推進

「太秦地区」内のバリアフリー化を推進するため、施設設置管理者等に対するバリアフリー化に向けた助言・指導等を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進に向けて、「心のバリアフリー」の普及・啓発に努めます。

バリアフリー化事業の推進体制を図-13に示します。



※特定事業以外の事業についても可能な限り平成 32 年度までに完了するよう努めるとともに、平成 33 年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
※全市的なバリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

図一 13 バリアフリー化事業の推進体制

太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成 24 年 7 月 26 日 (木) 13:00~17:00

(2) 参加者：総数 43 名

班 別：駅 班：調査員 12 名

道路 1 班：調査員 7 名

道路 2 班：調査員 10 名

道路 3 班：調査員 14 名

※随行者含む



2 調査の状況

駅 班



道路 1 班



道路 2 班



道路 3 班



3 意見交換の状況



「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」委員等一覧

<敬称略，平成25年3月1日現在>

役職・氏名 (40人)		備考	
学識 経験者	神戸大学大学院海事科学研究科教授	小谷 通泰	議長
	京都女子大学家政学部生活造形学科准教授	井上 えり子	副議長
利用者 代表	一般社団法人京都市老人クラブ連合会右京区老人クラブ連合会事務局長	平山 善則	
	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会右京支部事務局長	森下 芳一	
	NPO 法人京都市肢体障害者協会部会長	川端 正彦	
	公益社団法人京都府視覚障害者協会	新谷 洋子	
	京都市聴覚障害者協会事務局次長	内藤 嘉津実	
	NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会理事	井上 日出男	
	公益社団法人日本オストミー協会京都府支部長	田桐 敬三	
	京都障害児者親の会協議会	竹村 壽子	
	社団法人京都手をつなぐ育成会右京支部長	玉村 千恵子	
	社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会理事	静 津由子	
	京都市立総合支援学校 PTA 連絡協議会副会長	中田 美保	
	右京地域女性連合会副会長	上田 順子	
	NPO 法人京都子育てネットワーク	佐藤 由紀恵	
	公益財団法人京都市国際交流協会総務課長	井上 八三郎	
地元 代表	右京区市政協力委員連絡協議会太秦学区会長	市田 悦万	
	右京区市政協力委員連絡協議会常磐野学区会長	青木 正淑	
	右京区市政協力委員連絡協議会嵯峨野学区会長	石田 正夫	
	右京区市政協力委員連絡協議会広沢学区会長	山下 澄	
交通 事業者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課担当課長	荒木 治	
	京福電気鉄道株式会社事業本部鉄道部技術課長	野々村 洋一	
	京都バス株式会社運輸部長	岡田 洋	
	京都市交通局自動車部技術課担当課長	植田 公一	
関係 行政 機関	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	木村 淳三	オブザーバー
	京都府建設交通部交通政策課長	村尾 俊道	オブザーバー
	京都府警察本部交通部企画課長	小林 文彦	オブザーバー
	京都府警察本部交通部交通規制課長	吉川 潔	オブザーバー
	京都府右京警察署長	加藤 千恵司	オブザーバー
	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長	安部 康則	オブザーバー
	京都市都市計画局都市企画部都市計画課長	秋山 智則	
	京都市都市計画局建築指導部建築審査課長	山本 一博	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長	別府 正広	
	京都市都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	中村 豊彦	
	京都市建設局土木管理部自転車政策課長	芳賀 正昭	
	京都市建設局土木管理部西部土木事務所長	西田 哲也	
	京都市建設局道路建設部道路環境整備課担当課長	小島 勉	
	京都市建設局水と緑環境部緑政課長	片山 博昭	
右京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	秋丸 隆之	オブザーバー	
右京区役所福祉部支援課長	中山 英之	オブザーバー	



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索